明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房八）　二
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務八）　二〇
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（同九、一〇）　三三
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産六）　四六
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七二）　五六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令（法務三七）　六七
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務九）　六八
○株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令（財務・農林水産一）　七〇
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三二、一三三）　七三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（農林水産四五）　八一
○農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（同四六）　三〇三
○海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（農林水産・国土交通二）　三一三
○国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四九）　三一四
〔告　示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する件（内閣府・総務四、五）　三一六
○沖縄振興開発金融公庫法施行規則第二条第二号の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の三第一項第五号の災害を指定する件の一部を改正する件（内閣府・財務一四）　三一七
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務二四七、二四八）　三一八
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（同二四九、二五二）　三一八
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二五〇、二五三）　三一九
○政治資金規正法の規定による政治資金団体としての指定の取消しの届出があったので公表する件（同二五一）　三一九
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二五四～二六五）　三一九
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二六六、二七五）　三二八
○令和二年総務省告示第五十六号の一部を訂正する件（同二六七）　三二九
○令和三年総務省告示第二十八号の一部を訂正する件（同二六八）　三二九
○令和二年総務省告示第七十三号の一部を訂正する件（同二六九）　三三〇
○令和三年総務省告示第三十一号の一部を訂正する件（同二七〇）　三三〇
○令和三年総務省告示第九十六号の一部を訂正する件（同二七一）　三三一
○令和三年総務省告示第百七十一号の一部を訂正する件（同二七二）　三三一
○令和三年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件（同二七三）　三三二
○令和三年総務省告示第百七十三号の一部を訂正する件（同二七四）　三三二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（同一五八）　三三四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二五三）　三三七
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（同二五四）　三三八
○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する件（文部科学・厚生労働三）　三三八
○ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する件（同四）　四〇〇

（以下次のページへ続く）